

国土交通省及び水産庁により講じられた措置

(1) A I S の漁船への普及促進に向けた 4 省庁検討会の設置

国土交通省は、運輸安全委員会からの意見を受け、直ちに、水産庁、総務省及び海上保安庁に対し、協力して施策を検討、推進等することを呼び掛け、この結果、これら 4 省庁が参加する「漁船への A I S 普及に関する関係省庁検討会」（事務局：国土交通省海事局）が設置されることとなり、A I S の漁船への普及促進策、関係省庁の協力のあり方等についての検討が行われた。

(2) 関係事業者への指導等

① 国土交通省海事局は、海事関係団体（一般社団法人日本船主協会及び日本内航海運組合総連合会）に対し、各事業者が、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から、船舶が航行する海域における漁船の操業状況についての情報を入手し、活用するように通達（平成 25 年 10 月 25 日付け）を発出した。また、海事局は、各地方運輸局に対し、安全関係の講習会等の機会を捉え、通達の内容を各事業者へ周知徹底するように指示した。

さらに、同局は、漁船への A I S 搭載についての周知及び啓発を柱とする安全キャンペーンを全国で実施するよう、各地方運輸局に対して指示した。

② 水産庁は、漁業関係団体（全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会及び一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター）及び全国都道府県知事に対し、A I S の漁船への普及の促進及び運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップから事故発生状況等を入手し、活用するように漁業者等を指導することを内容とする通達（平成 25 年 10 月 25 日付け）を発出した。

さらに、水産庁は、A I S の漁船への普及促進策として平成 26 年 4 月から、A I S の設置に係る費用について、実質無利子の融資制度を設けた。